

修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
全体			災害11部	修正	災害12部 ※学校教育部を追加
全体			医療部	修正	基幹災害拠点病院部
全体			災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成24年埼玉県告示第1122号)	修正	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第228号)
共通編	3	3	被災時の男女のニーズの違いや多様な性など男女双方の視点への配慮を行うとともに、	修正	被災時の男女のニーズの違いによる男女双方の視点及び多様な性などへの配慮を行うとともに、
共通編	5	5	第3 気象〈表-川口市の気象〉	修正	表の20年次を削除、30年次のデータを追加し、平均を修正した。
共通編	7	7	当該頁見出し「1 総人口」以下の文面。	更新	「平成29年1月時点」→「平成31年1月時点」へ 「総人口は595,495人」→「総人口は603,838人」へ 「世帯数は274,870世帯」→「世帯数は285,043世帯」へ 「人口密度は1kmあたり9,613人」→「人口密度は1kmあたり9,747人」へそれぞれ更新。
共通編	7	7	〈表-市の人口・世帯〉	更新	統計数値を用いて更新する。 また、表下部に記載の典拠資料名を県の表記に沿って、「資料：埼玉県町(丁)字別人口調査」に変更。
共通編	7	7	〈図-市の人口・世帯の推移〉	更新	H30、H31の世帯数・人口総数に基づき、〈図-市の人口・世帯の推移〉にH30、H31分を追加して更新。
共通編	9	9	〈表-災害時の要配慮者となる数の算定〉	更新	
共通編	11	11	6606路線	更新	6607路線
共通編	11	11	1315.9km	更新	1316.3km
共通編	11	11	〈表-市内を通る道路の現状〉	更新	
共通編	12	12		更新	本文及び〈表-市内9駅の利用状況〉の数字の更新
共通編	58	58	「街角」	修正	「街角」を削る。
共通編	60	60	図中の「保健所」を	修正	「県保健所」へ変更
共通編	61	61	原型復旧	修正	原形復旧
共通編	71	71	そのため、小・中・高等学校及び市の防災対策の拠点となるべき	修正	小・中学校については平成28年度に耐震化が完了したが、
共通編	73	73	「267件」	修正	「268件」
共通編	75	75	「3 河川の整備」内の文言修正	修正	準用河川及び普通河川(用・排水路)については、一級河川の改修事業との調整を図りながら河道改修や調節池等の整備を進め、浸水被害を最小限に抑えるよう努める。また、避難勧告の発令や住民の避難行動の目安にもなる河川水位計の整備を計画的に実施し、水位情報の充実を図る。
共通編	75	75	調節地	修正	調節池
共通編	76	76		修正	公園数等を変更
共通編	76	76	市街化区域内農地 農地	修正	農地 市街化区域内農地
共通編	77	77	①広域避難場所	追加	グリーンセンター及び荒川河川敷の2か所を広域避難場所として指定しているが、荒川及び芝川・新芝川の洪水時には荒川河川敷は使用しない。 また、グリーンセンターへの避難経路は、基幹災害拠点病院における災害医療活動を確保するため、東門は使用しないこと。
共通編	78	78	2 避難所の指定・整備	追加	(2)避難所の指定除外施設 災害時に応急対策活動等の拠点となる水道庁舎等の公共施設や川口市立医療センター(基幹災害拠点病院)にあつては、活動の支障とならないよう避難所として指定する施設から除外する。
共通編	78	78	地域の公民館などを「一とき避難所」として、36か所指定している	修正	地域の公民館などを「一とき避難所」として、35か所指定している
共通編	83	83	本市を含む県南部地域は、埼玉県の中でも比較的早い時期から地盤沈下を確認されている。調査を開始した昭和36年以来、平成23年までの本市の沈下量は、約1.5mまで達している。昭和47年以降、沈下は沈静化の傾向にあるが、平成6年、16年のような過水年には、沈下が拡大する傾向にある。	修正	本市を含む県南部地域は、埼玉県の中でも比較的早い時期から地盤沈下を確認されている。調査を開始した昭和36年以来、近年までの本市の沈下量は、約1.5mまで達している。昭和47年以降、沈下は沈静化の傾向にあるが、平成6年、16年のような過水年には、沈下が拡大する傾向にある。
共通編	83	83	市施行8地区	修正	市施行9地区
共通編	84	84	「5 雨水流出抑制施設などの整備」部分の「建設部」	修正	「都市計画部」
共通編	84	84		追加	5 地籍調査の推進 各種の市街地整備事業を計画的に行うとともに、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、錯綜している土地の権利関係を明確にする地籍調査を引き続き推進する。
共通編	84	84	(平成31年4月1日現在)	削除	
共通編	88	88	給水部・下水道施設部(管理部長・事業部長)	修正	上下水道管理部(管理部長) 上下水道事業部(事業部長)
共通編	88	88	医療部	修正	「基幹災害拠点病院部」
共通編	88	88	本部の設置場所は、原則として鳩ヶ谷庁舎3階会議室とする。 ただし、鳩ヶ谷庁舎が被災して使用できなくなった場合には、代替施設として、本部長が指定する場所に設置する。	修正	本部の設置場所は、原則として第一本庁舎とする。 ただし、第一本庁舎が被災して使用できなくなった場合には、代替施設として、鳩ヶ谷庁舎又は本部長が指定する場所に設置する。
共通編	94	94	環境総務班 班長担当職名の「地球温暖化対策室長」	修正	「自然保護対策室長」へ変更
共通編	94	94	1 応急給水に伴う水質試験の支援に関すること。 2 被災地の環境調査に関すること。	修正	1 被災地の環境調査に関すること。 2 応急給水に伴う水質試験の支援に関すること。
共通編	95	95	下水道施設部	修正	上下水道管理部・上下水道事業部
共通編	95	95	被災建築物	修正	被災市有建築物
共通編	95	95	2 建築物の「第2次被害家屋調査」に関すること。	削除	
共通編	96	96	公園緑地班の班長担当職名欄に「みどり課」	修正	都市計画班の班長担当職名欄に「みどり課」
共通編	96	96		追加	「土木施設部」の「河川課」の下へ挿入
共通編	96	96		修正	分担業務の内容を修正
共通編	96	96	分担業務欄に追加	追加	「5、被災住宅の応急修理に関すること。」を追加
共通編	96	96	公園緑地班の班長担当職名欄に「赤山歴史自然公園整備室」	修正	都市計画班の班長担当職名欄に「赤山歴史自然公園整備室」
共通編	96	96	(副部長担当職名)都市整備部理事	修正	都市整備部理事兼区画整理課長
共通編	96	96	(班長担当職名・区画整理班)区画整理課長	修正	(班長担当職名・区画整理班)都市整備部理事兼区画整理課長
共通編	96	96	「都市施設部」内の「公園緑地班」	削除	
共通編	96	96	「都市施設部」内の「都市計画班」の「住宅政策課長」及び「3～5」	修正	左記項目を削除し、「住宅班」(新規)に転記
共通編	97	97	(副部長担当職名)都市整備部理事	修正	都市整備部理事兼区画整理課長
共通編	98	98	第5 本部設置の準備 表-災害対策本部組織と業務 庶務情報班 の欄	修正	「総務情報班」に修正

修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新			
編	始	終						
共通編	98	98	第5 本部設置の準備 表-災害対策本部組織と業務 庶務情報班 の欄	追加	6 診療所の診療再開(医師体制)に関すること。			
共通編	98	98	班を新設	追加	「医療支援調整班」を追加 「経営企画室長」を追加			
共通編	98	98	班を新設	追加	1 県保健医療調整本部・自衛隊(医療)・ 災害派遣医療チーム(DMAT)・医薬品等協定団体との医療支援の調整及び 要請に関すること。			
共通編	98	98	施設管理班 の欄	追加	3 災害救急医療従事者・従事車両以外の敷地内の立入り制限の対応に関す ること。 6 自衛隊(医療)・災害派遣医療チーム(DMAT)等の車輛及びヘリコプター による搬送のための敷地内の利用に関すること。 7 診療所施設(施設・設備)の安全管理 及び診療再開(診療材料等)に関すること。			
共通編	98	98	医事医療班 の欄	追加	5 災害救急医療従事者以外の一般来院者の敷地内の立入り制限の対応に 関すること。 6 診療所の診療再開(医療事務)に関すること。			
共通編	98	98	診療所班 の欄	削除	「診療所班」を削除 「本町・安行診療所長及び事務室長」を削除 「1 診療所施設の安全管理及び災害応急対策に関すること。 2 患者の安全保護及び安全確保に関すること。3 医事医療班の応援に関す ること。」を削除			
共通編	99	99		修正	上下水道管理部・上下水道事業部の項目を修正			
共通編	102	102	議会部の班名「議会庶務班」	修正	議会総務班へ			
共通編	102	102	3 救助・衛生部の災害応急対策活動の応援に関すること。	修正	3 救助第1～第3部の災害応急対策活動の応援に関すること。			
共通編	104	104	防災活動の拠点となる～	追加	医薬品の備蓄「及び災害時医療活動」を行うとともにを追加			
共通編	104	104	<表-防災活動拠点>防災中樞拠点 鳩ヶ谷庁舎3階会議室(使用できない場合は市長が指定した施設)	修正	第一本庁舎(使用できない場合は鳩ヶ谷庁舎又は本部長が指定した施設)			
共通編	104	104	<表-防災活動拠点> 医療施設	修正	医療施設「(医療センター除く)」、に修正			
共通編	104	104	<表-防災活動拠点> 1行追加	追加	<table><tr><td>基幹災害 拠点病院</td><td>救護活動拠点の後方支援医療機関と して、重篤救急患者の救命医療を行う ほか、広域搬送の対応拠点となる</td><td>医療センター</td></tr></table>	基幹災害 拠点病院	救護活動拠点の後方支援医療機関と して、重篤救急患者の救命医療を行う ほか、広域搬送の対応拠点となる	医療センター
基幹災害 拠点病院	救護活動拠点の後方支援医療機関と して、重篤救急患者の救命医療を行う ほか、広域搬送の対応拠点となる	医療センター						
共通編	104	104	2 防災中樞拠点 災害対策本部を設置した場所を防災中樞拠点とし、総括的防災活動を行う。 震災時は、鳩ヶ谷庁舎を防災中樞拠点とする。 鳩ヶ谷庁舎が被災して使用できない場合は、被害の状況に応じて災害対策本 部長が指定する。	修正	2 防災中樞拠点 災害対策本部を設置した場所を防災中樞拠点とし、総括的防災活動を行う。 震災時は、第一本庁舎を防災中樞拠点とする。また、今後建設する2期棟、 立体駐車場(公用車用及び来庁者用)、駐輪場(職員用及び来庁者用)につ いては、災害対策活動に関わる緊急通行車両等の駐車場や一時避難スぺ ースなど防災中樞拠点における活動を支援するとともに、周辺住民等の一時 的な避難にも対応できる施設として位置づける。 第一本庁舎が被災して使用できない場合は、被害の状況に応じて鳩ヶ谷庁舎 又は本部長が指定する。			
共通編	104	104	市内36か所の公民館等(南平公民館元郷分館を除き、中央ふれあい館・婦人 会館・青少年会館を含む)	修正	市内35か所の公民館等(中央ふれあい館・生涯学習プラザを含む)			
共通編	105	105	荒川河川敷は使用しない。	修正	荒川河川敷は使用できない。			
共通編	105	105	5 救出・救護活動及び避難拠点 医療救護所や川口市立医療センターをはじめとして市内の医療機関を位置づ ける。	修正	これら救護活動拠点の後方支援医療機関として基幹災害拠点病院を位置づ ける。			
共通編	106	106	9 保健予防拠点 の次に追加	追加	10 基幹災害拠点病院 救護活動拠点の後方支援医療機関として、重篤救急患者の救命医療を行う。 重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、自衛隊(医療)・災害派遣医療 チーム(DMAT)等の受入れ機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬 送の対応拠点となる。			
共通編	106	106	欄外	追加	医療センター			
共通編	107	107	<表-国・県指定緊急輸送道路等>平成30年4月現在	更新	平成31年4月現在			
共通編	107	107	<表-川口市指定道路>平成30年4月現在	更新	平成31年4月現在			
共通編	113	113	市では、火災及び地震災害発生時に市民が効果的に初期消火することを目 的として街角消火器を設置している。今後は、	削除				
共通編	113	113	普及状況などを鑑み街角消火器の適正な配置及び維持管理を行う。	修正	普及を進めるとともに、街角消火器の維持管理を行う。			
共通編	113	113	・3 防火水槽の強化及び長寿命化 ・防火水槽の強化及び長寿命化を計画的に実施する。	追加	見出し及び文中、防火水槽の前に「経年劣化」を加える。			
共通編	113	113	防火水槽の強化及び長寿命化を計画的に実施する。	修正	・2耐震性貯水槽の整備及び3経年防火水槽文中数字を「平成31年4月現 在」に改める。 ・「強化」を「補強」に改める。			
共通編	113	113	大容量送水車等(遠距離大容量送排水システム)及び大規模倉庫や地下鉄 等での火災に備えた大型ブローア装置を整備する。	追加	及びの前に「重機等」を加える。			
共通編	113	113	3 消防水利の整備の文中	修正	3 消防水利の整備の文中「老朽化した」を「経年劣化」に、「強化」を「補強」に 改める。			
共通編	117	117	病院管理者と協力して	削除				
共通編	120	120	第5 市民への周知 1 避難所・避難経路などの周知 の文章の最後に追加	追加	また、災害時に避難所に指定されない公共施設や川口市立医療センター (基幹災害拠点病院)は、応急対策活動等の拠点となることを併せて周知す る。			
共通編	123	123	なお、本市における県指定の救急告示医療機関は、救急病院が15か所、救 急診療所が2か所である。	修正	なお、本市における県指定の救急告示医療機関は、救急病院が17か所、救 急診療所が1か所である。			

修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
共通編	123	123	1 災害拠点病院の機能 に追加	追加	「県では、基幹災害拠点病院として、川口市立医療センターを指定している。災害拠点病院には、基幹災害拠点病院と地域災害拠点病院があり、基幹災害拠点病院は、地域災害拠点病院の機能を強化し、災害医療に関して埼玉県の中核的な役割を果たす。その要件は次のとおり。 (1)共通 (ア) 24時間緊急対応し、傷病者等の受入れ及び搬出を行うこと。 (イ) 重症傷病者の搬送先として傷病者の受入れ拠点になること (ウ) 災害派遣医療チーム(DMAT)を保有し、派遣体制があること。DMAT等の支援を受入れる体制を整えていること (エ) 救命救急センター(又は第二次救急医療機関)であること (オ) 業務継続計画を整備し、その計画に基づいた研修訓練を実施することなど (2)基幹 (ア) 災害派遣医療チーム(DMAT)を複数保有し、派遣する体制があること (イ) 被災後早期に診療機能の回復ができる業務継続計画が整備された救命救命センターであること (ウ) 災害医療の研修に必要な研修室を有すること (エ) 病院機能を維持するための全ての施設が耐震構造を有すること (オ) 病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること
共通編	123	124	各災害拠点病院の番号の前	追加	【基幹】【地域】 を追加
共通編	124	124	図一医療施設	修正	「市内災害拠点病院及び救急告示医療機関」に修正 凡例    基幹災害拠点病院 地域災害拠点病院 救急告示医療機関
共通編	124		地域災害拠点病院が新たに指定されたため、追加	追加	【地域】⑱医療法人社団愛友会上尾中央総合病院(平成30年度指定・上尾市) 【地域】⑳埼玉医療生活協同組合羽生総合病院(平成30年度指定・羽生市)
共通編	134	134	平成29年4月現在	修正	平成31年4月現在
共通編	134	134	約41万食	修正	約38万食
共通編	138	138	(1)し尿処理施設の機能確保 災害による、し尿処理施設の被害軽減を目指し、施設の保全・整備を進めるとともに、災害発生直後の施設の安全確認などに関する災害時維持管理マニュアルを作成する。 また、被害想定の見直し等により、発生する想定量が変わる場合があるため、円滑な処理体制の確保に努める。	修正	(1)し尿処理施設の機能確保 災害による、し尿処理施設の被害軽減を目指し、施設の保全・整備を進める。また、被害想定の見直し等により、発生する想定量が変わる場合があるため、円滑な処理体制の確保に努める。
共通編	138	138	(3)広域処理体制の確保 このことから、し尿処理施設を保有する近隣市や民間廃棄物処理施設との協力体制、収集運搬作業に伴う他市からの応援体制の確保、作業マニュアルについて検討する。	修正	(3)広域処理体制の確保 このことから、し尿処理施設を保有する近隣市や民間廃棄物処理施設との協力体制、収集運搬作業に伴う他市からの応援体制の確保に努める。
共通編	139	139	「川口市災害廃棄物処理計画」では、次の場所を一時保管場所としている。	追加	「川口市災害廃棄物処理計画」では、次の場所を一般廃棄物の一時保管場所としている。
共通編	139	139	2 ごみ処理対策(1)一時保管場所の確保 下段の「西側遊水地、駐車場」	修正	「西側遊水池駐車場、北側遊水池駐車場」へ変更
共通編	139	140	2 ごみ処理対策、3 災害廃棄物処理対策	修正	2と3の順番の入れ替え
共通編	150	150	1 防災知識の普及内容 1 防災知識の普及内容	修正	第1 防災・減災知識普及計画 1 防災・減災知識の普及内容
共通編	151	151	1 防災・減災知識の普及内容 の最下段に追加	追加	⑧ 避難所の区分と役割について
共通編	151	151	1(2)教科などによる防災教育 学校の副読本などを通じ地震や火災、台風などの災害の被害について学習する。また現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。	修正	学校の副読本などを通じ地震や火災、台風などの災害の被害について学習する。また現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険、トリアージ(傷病の程度に応じた治療の優先区分)意義について教育を行う。
共通編	154	154	ページ中段の「(4)毒物及び劇物などの施設に関する指導」の担当部署が危機管理部と消防局となっている	追加	担当部署に保健部を追加
共通編	160	160	(2)医療支援に関連する業務 例:医療班、臨時ヘリポートの提供等	修正	(2)医療支援に関連する業務 ア 救護所 日赤救護班等の受入れ及び活動支援 イ 基幹災害拠点病院 自衛隊(医療)、災害派遣医療チーム(DMAT)、埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の受入れ及び活動支援
共通編	162	162	2 ボランティアの種別 の本文	追加	ただし、受入れにあたっては、医療機関においては、感染予防・感染拡大防止等のため、麻しん・結核等感染症の抗体価の明示を求める。
共通編	168	168	第4節 相互応援協定の発動 特例市などとの間で締結している～	修正	中核市などとの間で締結している～
共通編	170	170	公共土木施設災害復旧費国庫負担法	修正	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
共通編	172	172	第4部第1章第3節第4 1(4)⑤の「母子福祉資金に関する国の貸付の特例」	修正	「母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例」
共通編	175	175	建築審査班	修正	建築安全班
共通編	177	177	建築審査班	修正	建築安全班
震災編	1	1	② 会議の構成員など	追加	学校教育部
震災編	2	2	(2)災害対策本部の設置及び閉鎖 市長は、上記の基準に該当するような災害が発生したときは、川口市災害対策本部条例及び川口市災害対策本部要綱に基づいて、鳩ヶ谷庁舎3階会議室(平成6年度完成)に川口市災害対策本部を設置する。ただし、当該施設が被災などにより使用できない場合は、本部長が指定した場所に設置する。	修正	市長は、上記の基準に該当するような災害が発生したときは、川口市災害対策本部条例及び川口市災害対策本部要綱に基づいて、第一本庁舎に川口市災害対策本部を設置する。ただし、当該施設が被災などにより使用できない場合は、鳩ヶ谷庁舎又は本部長が指定した場所に設置する。

修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
震災編	2	2	(1)警備体制 市内で震度4の地震が発生したときには、総務部、危機管理部、市民生活部、保健部、環境部、建設部、都市整備部、管理部、事業部、生涯学習部、消防局の11部による各部の警備体制を取り、配備体制の検討、指定された職員による県及び防災関係機関からの災害情報の収集を行う。	修正	(1)警備体制 市内で震度4の地震が発生したときには、総務部、危機管理部、市民生活部、保健部、環境部、建設部、都市整備部、管理部、事業部、生涯学習部、学校教育部、消防局の12部による各部の警備体制を取り、配備体制の検討、指定された職員による県及び防災関係機関からの災害情報の収集を行う。
震災編	4	4	〈表-災害対策本部会議の種類、構成員〉の中で救助・文教担当会議の構成員のうち「保健部」を	修正	「保健部長」に修正
震災編	8	8	本通訳ボランティア	修正	通訳ボランティア
震災編	9	9	〈表-初動体制の体系〉 ・原則として鳩ヶ谷庁舎3階会議室とする。なお、本部としての機能が不可能であれば、本部長が指定した場所に設置する。	修正	原則として第一本庁舎とする。なお、本部としての機能が不可能であれば、鳩ヶ谷庁舎又は本部長が指定した場所に設置する。
震災編	9	9	原則として鳩ヶ谷庁舎3階会議室とする。なお、本部としての機能が不可能であれば、本部長が指定した場所に設置する。	修正	原則として第一本庁舎とする。なお、本部としての機能が不可能であれば、鳩ヶ谷庁舎又は本部長が指定した場所に設置する。
震災編	10		第2 職員動員配備計画 6 災害対策責任者の事前措置及び応急措置 ② 事前措置 の文章の最後に追加	追加	「また、基幹災害拠点病院に対し施設内への災害医療従事者以外の立入り制限を掲示する。立ち入り制限にあたっては、バス・タクシー等の交通機関の運行状況を考慮し、交通事業者あて協力要請する。」
震災編	26	26	下水道施設部、給水部	修正	上下水道管理部 上下水道事業部
震災編	30	30	水道総務班	修正	上下水道総務班
震災編	30	30	下水班	修正	下水道班
震災編	30	30		追加	応急給水班
震災編	47	47	(1)建設機械の活用 大規模建物や土砂災害などで、建設資機材を活用する場合にあっては、要救助者の身体防護に留意し、建設機械、高度救助資機材及び大規模災害救助資機材等を活用して及び救助資機材を併用して効果的に活動を行う。	修正	(1)建設機械等の活用 大規模建物や土砂災害などで、建設資機材を活用する場合にあっては、要救助者の身体防護に留意し、建設機械、高度救助資機材及び大規模災害救助資機材等を併用して効果的に活動を行う。
震災編	48	48	(3)資機材の調達・整備 救助の用に供すると判断される資機材などが付近にある場合は、努めて協力依頼し、調達に配慮するとともに、高度救助資機材及び大規模災害救助資機材等を計画的に整備する。	修正	(3)資機材の調達・整備 救助の用に供すると判断される資機材などが付近にある場合は、努めて協力依頼し、調達に配慮するとともに、重機、高度救助資機材及び大規模災害救助資機材等を計画的に整備する。
震災編	48	48	2(3)医療活動班との連携の原則	修正	医療救護班「・地域災害拠点病院」と密接な連携を図る。
震災編	49	49	現場救護所	修正	救護所
震災編	50		第3 緊急搬送体制の確立	修正	傷病者の救命のために、「救急班は、」トリアージと搬送を実施し、「基幹災害拠点病院及び、医療救護班が応援する。」に修正
震災編	50		1 の欄外	修正	1(1)「救助第3部」「消防部」を追加 1(2)「医療部」を削除
震災編	50		2 後方医療機関への搬送 本文	修正	市及び輸送業者の車両を用いるとともに、「基幹災害拠点病院と連携し、」必要に応じて自衛隊及び県災害対策本部医療救急部、「災害派遣医療チーム(DMAT)」の車両及びヘリコプターによる搬送を要請する。 「基幹災害拠点病院」駐車場屋上のヘリコプター離着陸場
震災編	51	51	獨協医科大学越谷病院	修正	獨協医科大学埼玉医療センター
震災編	51	51	表-基幹災害医療センター 地域災害医療センター	修正	表-基幹災害拠点病院 地域災害拠点病院
震災編	51	51	表-川口市立医療センター 臨時	修正	臨時を 「常設」 に修正
震災編	52	52		追加	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院 724床 上尾市柏座1-10-10
震災編	52	52		追加	埼玉医療生活協同組合羽生総合病院 311床 羽生市大字下岩瀬446
震災編	52	52		追加	埼玉県立小児医療センター 316床 さいたま市中央区新都心1-2
震災編	52	52		追加	県央 上尾中央総合病院 9 上尾市柏座1-10-10 048-773-1111
震災編	52	52		追加	南西 独立行政法人国立病院機構埼玉病院 4 和光市諏訪2-1 048-462-1101
震災編	52	52	2 医療機関の確保 の本文	修正	「救助第3部は、」院内での診療行為の継続が不可能な医療機関がある場合は、当該医療機関に対し、避難所などに設置される救護所や「地域災害拠点病院、」その他診療可能な医療機関へ～
震災編	53	53	4 応援要請 の本文 4 応援要請 の次に追加	修正	県に埼玉DMATの派遣を要請し、併せて受入体制を整える。
震災編	53	53		追加	5 基幹災害拠点病院の初期医療体制 基幹災害拠点病院は、トリアージセンターを設置し、医療救護班及び救急班と調整しつつ、赤(重症)・黄(中等症)患者を受け入れ、治療を行うとともに、緑(軽症)を救護所へ送る。基幹災害拠点病院は、災害救護医療を確実に提供するため、災害救急医療従事者・従事車両以外の敷地内の立入りを制限する。 「救助第3部」「基幹災害拠点病院部」「消防部」
震災編	53	53	上記 の欄外	追加	欄外に「基幹災害拠点病院部」を追加
震災編	53	53	第2 医薬品、医療器具の調達 欄外	追加	医療救護班は、「救護所での」トリアージの実施により
震災編	53	53	1 傷病者の傷害などの区分の判別	修正	2 傷病者に対する応急処置 「医療救護班及び救急班は、」救命処置を必要とする傷病者を優先して応急処置を行う。
震災編	53	53	2 傷病者に対する応急処置	修正	3 病院などへの搬送 (1)病院などへの搬送が必要な傷病者については、救命を要する重傷者を優先に移送順位を決定する。 (2)基幹災害拠点病院では、トリアージセンターを設置し、救護所や他の病院から重症患者を受け入れるほか、重傷度に応じ、後方病院への移送が必要場合には、埼玉県DMAT・自衛隊(医療)・埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)等に緊急搬送を要請する。
震災編	53	53	3 病院などへの搬送順位の設定 本文	追加	
震災編	53	53	3 の欄外	追加	「基幹災害拠点病院部」を追加

修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
震災編	54	54		追加	第5 緊急搬送体制の確立 傷病者の救命措置を行うため、緊急搬送体制を確立し、適切な搬送計画により実施する。 1 傷病者搬送の手順 (1)トリアージの実施 災害時に多数の傷病者が同時に発生した場合、トリアージを実施し、傷病者の傷病程度を選別のうえ処置の必要度により搬送順位を決定する。 (2)重症者の搬送 医療救護班は、トリアージによる傷病者の選別結果により、カテゴリーⅠ（最優先治療群）を優先とし、消防部、その他搬送協力機関、地域住民等と協力し、後方医療機関への傷病者の搬送を実施する。 2 後方医療機関への搬送 後方医療機関へ搬送する場合は、埼玉県広域災害救急医療情報システムでの検索及び埼玉県災害対策本部医療救急部に対し、傷病者の受入れ可能医療機関の情報提供を求め、後方医療機関の被災状況や受入れ可能状況を把握し、適切な搬送計画により実施する。 傷病者搬送は、消防部、搬送協力機関と調整して車両を確保したうえ、搬送を実施する。また、車両数が不足する場合は、自衛隊、県に対し車両の確保を依頼する。広域搬送が必要な場合には、ヘリコプター搬送の要請を行う。 ヘリコプターで搬送を行う場合は、状況に応じて、市立医療センター緊急離着陸場及び市内指定緊急離着陸場を使用する。
震災編	54	54		追加	「(1)トリアージの実施」の関係部局 基幹災害拠点病院部、消防部
震災編	54	54		追加	「(2)重症者の搬送」の関係部局 救助第3部、基幹災害拠点病院部、消防部
震災編	54	54		追加	「2 後方医療機関への搬送」の関係部局 統括部、救助第3部、基幹災害拠点病院部、消防部
震災編	64	64	聴覚障害者マーク(スカーフ)	修正	災害用バンダナ
震災編	66	66	給水部	修正	上下水道管理部 上下水道事業部
震災編	67	67	6相談窓口の開設 地域保健センター	修正	保健所(地域保健センターを含む)
震災編	68	68	第4 要配慮者に対する医療活動 市は、川口市医師会、川口歯科医師会、川口薬剤師会、川口保健所などと	修正	市は、川口市医師会、川口歯科医師会、川口薬剤師会などと
震災編	68	68	第4 要配慮者に対する医療活動 重症及び人工透析など	修正	重症、人工呼吸器等装着者及び人工透析など
震災編	76	76	代替輸送の提供の実施機関「検査班」「交通班」	修正	「交通班」を削除
震災編	79	79	給水部	修正	上下水道管理部 上下水道事業部
震災編	79	79	給水部	修正	上下水道管理部
震災編	79	79	川口市水道局災害時支援協力員	修正	川口市上下水道局災害時支援協力員
震災編	79	79	給水部	修正	上下水道管理部 上下水道事業部
震災編	85	85	市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29年9月環境省)に基づき、平常時よりアスベスト使用建築物等の把握及び飛散・ばく露防止体制の整備に努めるとともに、災害発生時に初動対応者及び住民等に対しアスベスト等粉じんの吸引・ばく露防止について注意喚起を行うほか、建築物の所有者・管理者とともに飛散・ばく露防止について必要な対策を講ずる。	修正	市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29年9月環境省)に基づき、平常時よりアスベスト使用建築物等の把握及びアスベストの飛散・ばく露防止体制の整備に努めるとともに、災害発生時に初動対応者及び住民等に対し、吸引・ばく露の危険性について注意喚起を行うほか、露出状況等を把握し、建築物等の所有者・管理者とともに必要な対策を講ずる。
震災編	86	86	③し尿処理施設の対策 震災によるし尿処理施設の被害軽減を目指し、施設の保全・整備を適切に進めるとともに、施設が被害を受けた場合に備えた復旧マニュアルや維持管理体制マニュアルの作成を行う。	修正	③し尿処理施設の対策 震災によるし尿処理施設の被害軽減を目指し、施設の保全・整備を適切に進める。
震災編	86	86	下水道施設部	修正	上下水道事業部
震災編	86	86	下水道施設部	修正	上下水道事業部
震災編	87	87	市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29年9月環境省)に基づき、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともにアスベストが使用されている建物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。	修正	市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29年9月環境省)に基づき、被災建築物等の解体等にあたっては、その受注者等に対し、事前の調査を実施させるとともに、アスベストの使用を把握したときは、被災建築物等の状態による解体方法及び収集・運搬・処分等における飛散防止対策を講ずるよう指導する。
震災編	88	88	①災害廃棄物仮置場の確保	修正	①災害廃棄物一時保管場所の確保
震災編	88	88	一旦仮置場に搬入し、その後一時保管場所へ搬入する必要がある。	削除	一旦一時保管場所へ搬入する必要がある。
震災編	88	88	平常時において市が公有地を中心に仮置場の具体的な選定を行う。	修正	平常時において市が公有地を中心に一時保管場所の具体的な選定を行う。
震災編	88	88	仮置場の選定にあたって、	修正	一時保管場所の選定にあたって、
震災編	93	93	給水部	修正	上下水道管理部 上下水道事業部
震災編	93	93	給水部対策会議	修正	現場対策会議
震災編	93	93	給水部長	修正	上下水道事業部長
震災編	93	93	給水部長	修正	上下水道事業部長
震災編	93	93	給水部	修正	上下水道事業部
震災編	93	93	給水部長	修正	上下水道事業部長
震災編	93	93	給水部長	修正	上下水道事業部長
震災編	93	93	給水部	修正	上下水道事業部
震災編	94	94	給水部	修正	上下水道管理部
震災編	94	94	給水部	修正	上下水道管理部
震災編	94	94	川口市水道局災害時支援協力員	修正	川口市上下水道局災害時支援協力員
震災編	94	94	下水道施設部	修正	上下水道事業部
震災編	94	94	下水道施設部	修正	上下水道事業部
震災編	94	94	秘書広報部	修正	上下水道管理部
震災編	94	94	市は、関係機関と連絡を密にして、	削除	関係機関と連絡を密にして、
震災編	103	103	(1)計画の確立及び実施 応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理に関する計画の確立と実施は、市長が行うものとする。	修正	(1)計画の策定 応急仮設住宅の設置に関する計画の策定は、市長が行うものとする。

修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
震災編	103	103	(2)応急仮設住宅の設置 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うが、知事の職権を委任された場合または知事の実施を待つことができない場合は、市長が行うものとする。	修正	(2)応急仮設住宅の設置 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行う。
震災編	103	103	(3)災害救助法による応急修理 災害救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、市長が行うものとする。	削除	
震災編	103	103	③費用 災害救助法により救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成24年埼玉県告示第1122号に定める額を限度とする。	修正	③費用 災害救助法により救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)に定める額を限度とする。
震災編	103	103	「～知事が行う。」	修正	「～知事が行うが、知事の職権を委任された場合～」に変更
震災編	104	104	「第2 被災家屋の応急修理」部分の「土木施設部」	削除	
震災編	104	104	第2 被災家屋の応急修理 被災家屋の応急修理は、次の基準で実施するものとする。	修正	第2 災害救助法に基づく住宅の応急修理 災害救助法に基づく住宅の応急修理は、次の基準で実施するものとする。
震災編	104	104	1 応急修理予定戸数 応急危険度判定及び被災度区分判定結果などを活用し、半焼及び半壊数の30%以内とする。	削除	
震災編	104	104	2 修理の範囲 居室、便所、炊事場など、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度とする。 3 1戸当たりの修理費 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成24年埼玉県告示第1122号に定める額を限度とする。 4 応急修理期間 災害発生の日から1ヵ月以内に完了するものとする。 5 修理対象者の基準 災害によって住宅が半焼、または半壊し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、しかも自分の資力で住宅の応急修理を実施できない者を対象とする。 6 応援要請 住宅の応急修理は、市の直営工事または建設業者との請負契約により実施する。	修正	1 修理の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して行う。 2 1戸当たりの修理費 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(埼玉県平成13年告示第393号)に定める額を限度とする。 3 応急修理期間 災害発生の日から1ヵ月以内に完了するものとする。 4 修理対象者の基準 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。 5 実施方法 住宅の応急修理は、現物をもって行うものとし、市が委託業者に修理依頼して実施する。
震災編	122	122	給水部	修正	上下水道管理部 上下水道事業部
震災編	122	122	給水部	修正	上下水道管理部・上下水道事業部
震災編	123	123		追加	川口市上下水道局災害時支援協力員
震災編	128	128	医療部	修正	「基幹災害拠点病院部」
風水害編	2	2	④ 災害11部は次の部局とする。	追加	④ 災害12部は次の部局とする。 学校教育部
風水害編	3	3	(2)会議の構成員及び責任者	追加	学校教育部長
風水害編	5	5	市長は、上記の基準に該当するような災害が発生したとき、または発生のおそれがあると認めたときは、川口市災害対策本部条例及び同要綱に基づいて、鳩ヶ谷庁舎3階会議室に川口市災害対策本部を設置する。ただし、当該施設が被災などにより使用できない場合は、本部長が指定した場所に設置する。	修正	市長は、上記の基準に該当するような災害が発生したとき、または発生のおそれがあると認めたときは、川口市災害対策本部条例及び同要綱に基づいて、 <u>第一本庁舎</u> に川口市災害対策本部を設置する。ただし、当該施設が被災などにより使用できない場合は、 <u>鳩ヶ谷庁舎又は本部長が指定した場所</u> に設置する。
風水害編	9	9	2 事前措置	追加	また、 <u>基幹災害拠点病院</u> に対し施設内への災害医療従事者以外の立入り制限を提示する。立ち入り制限にあたっては、 <u>バス・タクシー等の交通機関の運行状況を考慮し、交通事業者あて協力要請する。</u>
風水害編	22	22	下水道施設部	修正	上下水道管理部
風水害編	22	22	給水部	修正	上下水道事業部
風水害編	22		医療部	修正	「基幹災害拠点病院部」
風水害編	24		2 情報収集の要領	追加	(6)交通機関の状況 <u>鉄道事業者・バス事業者・タクシー事業者等の運行状況(計画運休)及び被害・復旧状況等を確認する。</u>
風水害編	26	26	水道総務班	修正	上下水道総務班
風水害編	26	26	下水班	修正	下水道班
風水害編	26	26		追加	応急給水班
風水害編	35	35	<表一洪水予報の対象となる基準水位観測所の水位：荒川>	修正	基準水位を修正
風水害編	49	50	<表一荒川重要水防箇所(国土交通省荒川下流河川事務所管理)>	修正	平成31年4月現在のデータに修正
風水害編	68	70	医療部	修正	「基幹災害拠点病院部」
風水害編	68	68	3 医療救護班の編成 ② 医療部は、	削除	「医療部は、」を削除 欄外の「医療部」も削除
風水害編	68	68	第1 初期医療体制の構築 4 応援要請	修正	県に埼玉DMATの派遣を要請し、併せて受入体制を整える。
風水害編	68	68	第1 初期医療体制の構築 4 応援要請	追加	5 基幹災害拠点病院の初期医療体制 基幹災害拠点病院は、トリアージセンターを設置し、医療救護班及び救急班と調整しつつ、赤(重症)・黄(中等症)患者を受け入れ、治療を行うとともに、緑(軽症)を救護所へ送る。基幹災害拠点病院は、災害救護医療を確実に提供するため、災害救急医療従事者・従事車両以外の敷地内の立入りを制限する。
風水害編	70	70	市立医療センター	修正	基幹災害拠点病院
風水害編	77	77	給水部	修正	上下水道管理部 上下水道事業部
風水害編	77	77	給水部	修正	上下水道管理部
風水害編	77	77	川口市水道局災害時支援協力員	修正	川口市上下水道局災害時支援協力員
風水害編	77	77	給水部	修正	上下水道管理部
風水害編	83	83	市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29年9月環境省)に基づき、平常時よりアスベスト使用建築物等の把握及び飛散・ばく露防止体制の整備に努めるとともに、災害発生時に初動対応者及び住民等に対しアスベスト等粉じんの吸引・ばく露防止について注意喚起を行うほか、建築物の所有者・管理者とともに飛散・ばく露防止について必要対策を講ずる。	修正	市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29年9月環境省)に基づき、平常時よりアスベスト使用建築物等の把握及びアスベストの飛散・ばく露防止体制の整備に努めるとともに、災害発生時に初動対応者及び住民等に対し、吸引・ばく露の危険性について注意喚起を行うほか、露出状況等を把握し、建築物等の所有者・管理者とともに必要対策を講ずる。

修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
風水害編	84	84	③し尿処理施設の対策 風水害によるし尿処理施設の被害軽減を目指し、施設の保全・整備を適切に進めるとともに、浸水被害に対する維持管理体制マニュアルの作成を行う。	修正	③し尿処理施設の対策 風水害によるし尿処理施設の被害軽減を目指し、施設の保全・整備を適切に進める。
風水害編	84	84	下水道施設部	修正	上下水道事業部
風水害編	84	84	下水道施設部	修正	上下水道事業部
風水害編	85	85	市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29年9月環境省)に基づき、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともにアスベストが使用されている建物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。	修正	市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29年9月環境省)に基づき、被災建築物等の解体等にあたっては、その受注者等に対し、事前の調査を実施させるとともに、アスベストの使用を把握したときは、被災建築物等の状態による解体方法及び収集・運搬・処分等における飛散防止対策を講ずるよう指導する。
風水害編	85	85	①災害廃棄物仮置場の確保	修正	①災害廃棄物一時保管場所の確保
風水害編	85	85	一旦仮置場に搬入し、その後一時保管場所へ搬入する必要がある。	削除	一旦一時保管場所へ搬入する必要がある。
風水害編	85	85	平常時において市が公有地を中心に仮置場の具体的な選定を行う。	修正	平常時において市が公有地を中心に一時保管場所の具体的な選定を行う。
風水害編	85	85	仮置場の選定にあたって、	修正	一時保管場所の選定にあたって、
風水害編	91	91	給水部	修正	上下水道管理部 上下水道事業部
風水害編	91	91	給水部対策会議	修正	現場対策会議
風水害編	91	91	給水部長	修正	上下水道事業部長
風水害編	91	91	給水部長	修正	上下水道事業部長
風水害編	91	91	給水部	修正	上下水道管理部 上下水道事業部
風水害編	91	91	給水部長	修正	上下水道事業部長
風水害編	91	91	給水部長	修正	上下水道事業部長
風水害編	91	91	給水部	修正	上下水道事業部
風水害編	91	91	給水部	修正	上下水道管理部
風水害編	92	92	給水部	修正	上下水道管理部
風水害編	92	92	川口市水道局災害時支援協力員	修正	川口市上下水道局災害時支援協力員
風水害編	92	92	下水道施設部	修正	上下水道事業部
風水害編	92	92	下水道施設部	修正	上下水道事業部
風水害編	92	92	秘書広報部	修正	上下水道管理部
風水害編	92	92	市は、	削除	
風水害編	98	98	1実施責任者 ①応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理に関する計画の確立と実施は、市長が行うものとする。	修正	1実施責任者 ①応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理に関する計画の策定は、市長が行うものとする。
風水害編	99	99	②災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行う。	修正	②災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うが、知事の職権を委任された場合または知事の実施を待つことができない場合は、市長が行うものとする。
風水害編	99	99	③災害救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、市長が行うものとする。	削除	
風水害編	100	100	「第2 被災家屋の応急修理」部分の「土木施設部」	削除	
風水害編	100	100	第2 被災家屋の応急修理 被災家屋の応急修理は、次の基準で実施するものとする。	修正	第2 災害救助法に基づく住宅の応急修理 災害救助法に基づく住宅の応急修理は、次の基準で実施するものとする。
風水害編	100	100	1 応急修理予定戸数 応急危険度判定及び被災度区分判定結果などを活用し、半焼及び半壊数の30%以内とする。	削除	
風水害編	100	100	2 修理の範囲 居室、便所、炊事場など、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度とする。 3 1戸当たりの修理費 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成24年埼玉県告示第1122号に定める額を限度とする。 4 応急修理期間 災害発生の日から1ヵ月以内に完了するものとする。 5 修理対象者の基準 災害によって住宅が半焼、または半壊し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、しかも自分の資力で住宅の応急修理を実施できない者を対象とする。	修正	1 修理の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して行う。 2 1戸当たりの修理費 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(埼玉県平成13年告示第393号)に定める額を限度とする。 3 応急修理期間 災害発生の日から1ヵ月以内に完了するものとする。 4 修理対象者の基準 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
風水害編	100	100		追加	5 実施方法 住宅の応急修理は、現物をもって行うものとし、市が委託業者に修理依頼して実施する。
風水害編	101	101	第1 1 ⑥救護活動(避難所となる場合に備え、保健室やたたみのある部屋の準備活動)	修正	第1 1 ⑥救護活動(避難所となる場合に備えた準備)
風水害編	102	102	第1 5 給食の措置 ライフライン施設の被害により、給食・炊き出しなどの措置が行えない場合は、ライフライン事業者により早期復旧を要請する。 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急修理を行い給食実施に努める。 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。	修正	第1 5 給食の措置 ① ライフライン施設の被害により、給食が行えない場合は、ライフライン事業者により早期復旧を要請する。 ② 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急修理を行い給食実施に努める。 ③ 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。 ①～③の番号を振る。 2行目「・炊き出しなどの措置」を削除
風水害編	114	114	給水部	修正	上下水道管理部 上下水道事業部

修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
風水害編	114	114	給水部	修正	上下水道管理部・上下水道事業部
風水害編	115	115	給水部	修正	上下水道事業部
風水害編	115	115	給水部	修正	上下水道事業部
風水害編	134	134	表中 給水部	修正	上下水道事業部
風水害編	135	135	下水道施設部	修正	上下水道事業部
風水害編	135	135	下水道施設部	修正	上下水道事業部
風水害編	138	138	給水部	修正	上下水道管理部 上下水道事業部
風水害編	150	150	給水部	修正	上下水道事業部
風水害編	151	151	給水部	修正	上下水道事業部
風水害編	162	162	該当部欄の「土木施設部」	修正	該当部欄の「都市施設部」
風水害編	162	162	「(4)帰宅困難者対策」部分の「土木施設部」	修正	「都市施設部」
風水害編	162	162	「(4)帰宅困難者対策」の該当部欄の「土木施設部」	修正	「都市施設部」へ変更
風水害編	168	168	国登録有形文化財など148の文化財がある	更新	国登録有形文化財など158の文化財がある
風水害編	176	176	給水部	修正	上下水道事業部
風水害編	182	182	＜図－上水道施設災害における配備体制決定フロー＞ 欄外	追加	危機管理部
風水害編	183	183	表中 給水部	修正	上下水道管理部 上下水道事業部
風水害編	183	183	給水部	修正	上下水道事業部
風水害編	183	183	給水部	修正	上下水道管理部
風水害編	184	184	給水部	修正	上下水道管理部
風水害編	184	184	川口市水道局災害時支援協力員	修正	川口市上下水道局災害時支援協力員
風水害編	184	184	給水部	修正	上下水道管理部 上下水道事業部
風水害編	184	184	給水部対策会議	修正	現場対策会議
風水害編	184	184	給水部長	修正	上下水道事業部長
風水害編	184	184	給水部長	修正	上下水道事業部長
風水害編	184	184	給水部	修正	上下水道事業部
風水害編	184	184	給水部長	修正	上下水道事業部長
風水害編	184	184	給水部長	修正	上下水道事業部長
風水害編	184	184	給水部	修正	上下水道事業部
風水害編	184	184	給水部	修正	上下水道事業部
資料編	5	5	川口市災害対策本部要綱第4条第2項 水道事業管理者	修正	上下水道事業管理者
資料編	8	8		更新	別表第3 職員動員の計画
資料編	46	46	南部地域振興センター 時間外電話番号欄	削除	
資料編	46	46	川口県税事務所 時間外電話番号欄	削除	
資料編	47	47	上下水道局	追加	
資料編	47	47	028(633)3241	修正	028(633)3195
資料編	47	47	027(898)3012	修正	027(898)3011
資料編	280	281		追加	「災害時の医療救護活動に関する協定書」を追加
資料編	282	287		追加	「洪水時における一時緊急避難施設としての使用に関する協定書(マンション施設)」3件を追加
資料編	288	291		追加	「災害時における優先的食料供給の協力に関する協定書」を追加
資料編	292	292	大東ガス(株) 代表取締役社長	修正	代表取締役会長
資料編	292	292	水道事業管理者	修正	上下水道事業管理者
資料編	292	292	下水道部長	修正	上下水道局管理部長
資料編	292	292	水道部長	修正	上下水道局事業部長
資料編	292	292	監査委員会事務局長	修正	監査委員事務局長
資料編	293	296		更新	各課別職員動員内訳表
資料編	297	297	土地区画整理事業施行状況 平成30年4月1日現在	修正	平成31年4月1日現在
資料編	297	297	土地区画整理事業施行状況 「平」の文字	修正	「令」に変更。
資料編	297	297	土地区画整理事業施行状況 各事業の進捗率	更新	
資料編	297	297	市街地再開発事業整備状況 川口栄町3丁目銀座地区第1種市街地再開発事業	修正	川口栄町3丁目銀座地区第一種市街地再開発事業
資料編	297	297	市街地再開発事業整備状況 平成35年度	修正	令和5年度
資料編	303	304	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	修正	令和元年10月23日改正内容で修正
資料編	305	305	300	更新	500
資料編	305	305	220	更新	300
資料編	306	306		追加	施設名:沼田公園(計画中) 所在地:大字辻字沼田86-1
資料編	307	307	3 避難道路	修正	避難道路名の修正
資料編	314	314	14か所	修正	16か所
資料編	314	315		追加	協定締結施設の追加(6施設、H31.4.4締結)
資料編	318	318	要配慮者施設一覧	追加	浸水想定凡例
資料編	318	340	要配慮者施設一覧	更新	令和元年12月現在で更新・修正
資料編	343	343	No.131 北スポーツセンター	修正	No.131 北スポーツセンター(神根公園)
資料編	343	343		追加	219 柳根町公園 柳崎5-6
資料編	343	343		追加	220 市営道合神戸住宅 神戸672-1
資料編	344	344	かわぐち116 区画整理課	修正	かわぐち116 防災課
資料編	344	344	水道局	修正	上下水道局
資料編	344	344	ウ携帯型無線機(5W)49局の表の「かわぐち508 リリア」	修正	かわぐち508 自治振興課
資料編	344	344	ウ携帯型無線機(5W)49局の表	追加	かわぐち502 リリア
資料編	344	344	水道局	修正	上下水道局
資料編	345	347	自主防災組織結成状況(1)・(2)の表	修正	リボンシティレジデンス自治会の地区変更、及びそのことに伴う通し番号・小計数の変更、町会名変更
資料編	350	350	平成30年12月現在	更新	令和元年12月現在

修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
資料編	352	352	平成30年12月現在	更新	令和元年12月現在
資料編	372	375	指定文化財一覧表	更新	令和元年5月1日現在で更新・修正
資料編	380	380	排水機場、堰、水門の操作基準 堰、水門の操作基準(川口市関連) 豎川水位表	修正	豎川水位標
資料編	381	381	危険物施設数 H30. 4. 1	更新	危険物施設数 H31. 4. 1
資料編	410	417		追加	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準